

第2 防火に関する規定

1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

(1) 建築基準法関係

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- ウ 大分県建築基準法施行条例（昭和46年7月31日 大分県条例第27号）

(2) 消防法関係

- ア 消防法（昭和23年法律第186号）
- イ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ウ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- エ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- オ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- カ 大分市火災予防条例（昭和38年大分市条例第70号）

(3) 電気事業法関係

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

(4) 都市計画法関係

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- イ 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
- ウ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

(5) 都市再開発法関係

- ア 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
- イ 都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係

- ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
(平成18年政令第379号)
- ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
(平成18年国土交通省令第110号)

(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係

- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）
- (8) 労働基準法関係
- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - イ 事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）
 - ウ 建設業事業附属寄宿舍規程（昭和42年労働省令第27号）
- (9) 労働安全衛生法関係
- ア 安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
 - ウ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
 - エ 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (10) 医療法関係
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）
 - イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
- (11) 薬機法関係
- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
(昭和35年法律第145号)
 - イ 薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）
- (12) 国際観光ホテル整備法関係
- ア 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）
 - イ 国際観光ホテル整備法施行規則（平成5年運輸省令第3号）
- (13) 学校教育法関係
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）
 - イ 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）
- (14) 児童福祉法関係
- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - イ 大分市児童福祉法施行細則（平成9年3月7日大分市規則第15号）
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(通称：認定こども園法)（平成18年法律第77号）
 - エ 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年12月17日大分市条例第47号)
 - オ 大分県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 24 年 12 月 21 日大分県条例第 61 号)

カ 大分県指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年 12 月 21 日大分県条例第 68 号)

キ 大分県指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年 12 月 21 日大分県条例第 69 号)

ク 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年 9 月 19 日大分市条例第 23 号)

ケ 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 26 年 9 月 19 日大分市条例第 24 号)

(15) 老人福祉法関係

ア 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)

イ 大分市老人福祉法施行細則 (平成 9 年 3 月 28 日大分市規則第 29 号)

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 13 年 4 月 6 日法律第 26 号)

エ 大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 49 号)

オ 大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 50 号)

カ 大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 51 号)

キ 大分市有料老人ホーム設置運営指導指針 (平成 27 年 7 月 1 日)

(16) 障害者総合支援法関係

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成 17 年法律第 123 号)

イ 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 41 号)

ウ 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 45 号)

(17) 介護保険法関係

ア 介護保険法 (平成 9 年 法律第 123 号)

イ 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 61 号)

- ウ 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 62 号）
 - エ 大分市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 64 号）
 - オ 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 65 号）
 - カ 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 66 号）
 - キ 大分市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成 27 年 4 月 1 日）
- (18) 生活保護法関係
- ア 生活保護法（昭和 25 年 法律第 144 号）
 - イ 大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日大分市条例第 46 号）
- (19) 倉庫業法関係
- ア 倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）
 - イ 倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）
- (20) 火薬類取締法関係
- ア 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
 - イ 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）
- (21) ガス事業法関係
- ア ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
 - イ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 11 年通商産業省令第 111 号）
- (22) 高圧ガス保安法関係
- ア 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
 - イ 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）
 - ウ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
- (23) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
 - イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

(平成9年通商産業省令第11号)

ウ 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)

(24) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)

イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

(昭和35年政令第259号)

(25) 官公庁施設の建設等に関する法律関係

ア 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)

(26) 駐車場法関係

ア 駐車場法(昭和32年法律第106号)

イ 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)

(27) 石油パイプライン事業法関係

ア 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)

イ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令

(昭和47年運輸省・通商産業省・建設省・自治省令第2号)

(28) 石油コンビナート等災害防止法関係

ア 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)

イ 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号)

ウ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令

(昭和51年自治省令第17号)

2 消防同意の審査の範囲

法第7条に基づく消防同意の審査は次によること。

(1) 消防法関係については、すべての規定とすること。

(2) 建築基準法関係の防火に関する規制内容及び規制条文は、別記1「建築基準法令上の防火に関する規定」によること。

なお、建基法第6条第4項(準用される場合を含む。)に基づく確認に対する消防同意時の審査事項は、別記2「建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項」によること。

(3) 前1.(6)から(28)までに掲げる法令上の防火に関する規制条文は、別記3の「関係法令上における防火に関する規定」によるものであるが、建築同意の審査にあたってはこれらを参考とすること。

別記 1

建築基準法令上の防火に関する規定

1 集団規定

- (1) 防火地域内の建築物の耐火構造規制（建基法第 61 条）
- (2) 準防火地域内の建築物の耐火、準耐火の構造規制（建基法第 61 条）
- (3) 防火地域、準防火地域内の建築物の屋根の不燃規制（建基法第 62 条）
- (4) 防火地域、準防火地域内の木造建築物の開口部の防火規制（建基法第 64 条）
- (5) 防火地域内の建築物に設ける看板等で屋上に設けるもの又は高さ 3m をこえるものの不燃規制（建基法第 64 条）
- (6) 一定の複数建築物に対する制限の特例（建基法第 86 条）

2 単体規定

- (1) 構造関係
 - ア 屋根の不燃規制（建基法第 22 条、建基令 109 条の 5）
 - イ 外壁の土塗壁と同等の防火構造規制（建基法第 23 条）
 - ウ 特殊建築物の外壁、軒裏の防火構造規制（建基法第 24 条）
 - エ 建築物の用途、規模による耐火建築物、準耐火建築物とすべき構造規制（建基法 27 条、建基令第 115 条の 2 の 2、第 115 条の 3、第 115 条の 4、第 116 条）
 - オ 大規模木造建築物等の外壁、軒裏の防火規制、屋根の不燃規制（建基法第 25 条）
 - カ 大規模建築物の主要構造部の構造規制（建基法第 21 条、建基令第 129 条の 2 の 3）
 - キ 病院等のボイラー室の構造規制（建基県条例第 13 条）
 - ク 劇場等の構造規制（建基県条例第 6 条から 12 条）
 - ケ 自動車車庫等の構造規制（建基県条例第 15 条）
 - コ 準防火地域内の地階を除く階数が 3 である木造建築物の技術的基準（建基令第 136 条の 2）
- (2) 防火区画、防火壁、界壁等関係
 - ア 面積による区画（建基法第 36 条、建基令第 112 条、第 128 条の 3）
 - イ 大規模木造建築物の防火壁（建基法第 26 条、建基令第 113 条、第 115 条の 2）
 - ウ 異種用途別の区画（建基法第 36 条、建基令第 112 条）
 - エ 吹抜き等の竪穴区画（建基法第 36 条、建基令第 112 条）
 - オ 界壁等の構造（建基法第 36 条、建基令第 114 条）
 - カ 自動車修理工場の防火区画（建基県条例第 16 条）
- (3) 避難関係

- ア 階段の幅員等の規制
(建基法第35条、第36条、建基令第23条から第27条、第124条)
- イ 直通階段の設置
(建基法第35条、第36条、建基令第120条、第121条、第121条の2)
- ウ 避難階段、特別避難階段の設置 (建基法第35条、第36条、建基令第122条)
- エ 直通階段、避難階段、特別避難階段の構造
(建基法第35条、第36条、建基令第121条の2、第123条)
- オ 屋外階段の構造 (建基令第121条の2)
- カ 廊下の幅員、行き止まり廊下等の禁止、廊下の構造等 (建基令第119条、第124条)
- キ 屋外への出口等 (建基令第125条、第125条の2)
- ク 屋上広場等の規制 (建基令第122条、第126条)
- ケ 劇場等の客席からの出口 (建基県条例第6条)
- (4) 道路、通路関係
 - ア 敷地の接道の規制 (建基法第43条、建基県条例第17条から第24条の2)
 - イ 敷地内の通路、空地の規制 (建基令第128条、第128条の2)
 - ウ 道路内の建築物の構造等 (建基法第44条、建基令第145条)
- (5) 内装制限関係
 - ア 特殊建築物等の内装規制
(建基法第35条の2、建基令第128条の3の2から第129条)
 - イ 木造の共同住宅等の内装規制 (建基県条例第14条)
- (6) 進入口、建築設備関係
 - ア 非常用の進入口及び非常用の昇降機の設置及び構造
(建基法第34条、第35条、建基令第126条の6、第126条の7、第129条の13の2、第129条の13の3)
 - イ 排煙設備の設置及び構造 (建基法第35条、建基令第126条の2、第126条の3)
 - ウ 非常用の照明装置等の設置及び構造
(建基法第35条、建基令第126条の4、第126条の5)
 - エ 電気設備及び避雷設備の基準
(建基法第32条、第33条、建基令第129条の14、第129条の15)
 - オ 火気使用室等の構造設備 (建基法第28条、建基令第20条の3)
 - カ 煙突の構造 (建基令第115条)
 - キ 配管及び風道等の構造 (建基令第20条の2、第129条の2の5、第129条の2の6)
 - ク 冷却塔設備の構造 (建基令第129条の2の7)

ケ エレベーター、ダムウェーター等のかご及び昇降路出入口の不燃材料等

(建基令第129条の6、第129条の7、第129条の9、第129条の11、第129条の13)

(7) その他

ア 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制(建基令第128条の3)

イ 中央管理室の設置、機能等(建基令第20条の2、第126条の3、第129条の13の3)

3 その他

(1) 構造、材料、防火設備関係

ア 耐火構造(建基法第2条、建基令第107条)

イ 準耐火構造(建基法第2条、建基令第107条の2)

ウ 防火構造(建基法第2条、建基令第108条)

エ 不燃材料(建基法第2条、建基令第108条の2)

オ 防火戸その他の防火設備

(建基法第2条、第64条、建基令第109条、第136条の2の3)

カ 遮炎性能に関する技術的基準(建基令第109条の2)

キ 窓その他の開口部を有しない居室等(建基法第35条、第35条の2、第35条の3、建基令第111条、第116条の2、第128条の3の2)

ク 簡易な構造の建築物の規制

(建基法第84条の2、建基令第136条の9、第136条の10、第136条の11)

(2) 特殊な材料等(建基法第37条、建基令第144条の3)

別記 2

建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項

- 1 別表1「建築基準法及び同法施行令に係る審査事項の適用基準」及び別表2「建基県条例で定める防火に関する規定」の取扱いは、法第7条の規定に基づき消防長又は消防署長が行う同意のうち、建基法第6条第4項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事等が行う確認をする場合において、消防長又は消防署長に求められた消防同意について適用するものであること。
- 2 建基法及び建基令については、これらの法令の防火に関する規定のうち、別表1に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。
- 3 建基県条例については、同条例の防火に関する規定のうち、別表2に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

別表

建築基準法及び同法施行令に係る審査事項の適用基準

○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの -：審査の必要がないもの

審査事項		参照条文 (主要なもの)	建築物の用途					
			特定 防火 対象物	非特定防火対 象物			長 屋	戸 建 住 宅
				右記 以外	共同住 宅等			
					中 高 層	低 層		
道路との 関係 敷地内 通路	建基法第35条 (令第128条) (敷地内の通路) (注)	建基令第123条 建基令第125条	○	○	○	○	-	-
	建基法第35条 (令第128条の2) (大規模な木造等の建 築物の敷地内における 通路)(注)	建基令第107条 建基令第109条の3	○	○	○	○	-	-
	建基法第43条 (敷地と道路との関 係) (注)	建基令第116条の2	○	○	○	○	○	-
	建基法第44条 (道路内の建築制限)	建基法第145条	-	-	-	-	-	-
主要構造部の 制限	建基法第21条第1項 及び第2項(大規模の 建築物の主要構造部)	建基令第46条 建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第109条の3 建基令第115条の2 建基令第115条の2の2 建基令第129条の2	△	△	△	△	△	-

第1節 第2 防火に関する規定

	建基法第27条(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第109条の3 建基令第115条の2の2 建基令第116条	△	△	△	△		
	建基法第35条の3(無窓居室等の主要構造部)	建基令第107条 建基令第108条の2 建基令第111条	○	○	-	-	-	-
	建基法第61条(防火地域内の建築物)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第109条の3 建基令第108条 建基令第108条の2	○	○	○	○	○	○
	建基法第62条(準防火地域内の建築物)	同上 建基令第136条の2	○	○	○	○	○	○
屋根	建基法第22条(屋根)	建基法第24条の2 建基法第108条の2	○	○	○	○	○	○
	建基法第63条(屋根)	建基法第108条の2	○	○	○	○	○	○
外壁等	建基法第23条(外壁)		○	○	○	○	○	○
	建基法第24条(木造の特殊建築物の外壁等)	建基令第108条	△	△	△	△		
	建基法第25条(大規模の木造建築物の外壁等)	建基令第108条 建基令第108条の2	○	○	△	△	△	-
	建基法第64条(開口部の防火戸)	建基令第109条	○	○	○	○	○	○
	建基法第65条(隣地境界線に接する外壁)	建基令第107条	○	○	○	○	○	○
防火区画	建基法第26条(防火壁)	建基令第108条の2 建基令第113条 建基令第115条の2	○	○	○	△	△	-

第1節 第2 防火に関する規定

	建基法第36条(建基令第112条)(防火区画〔面積区画〕)	建基法第21条 建基法第27条 建基法第62条 建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第108条 建基令第108条の2 建基令第109条 建基令第109条の2 建基令第115条の2の2	○	○	○	△	△	—
	建基法第36条(建基令第112条)(防火区画〔竪穴画〕)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第108条の2	○	○	○	△	—	—
	建基法第36条(建基令第112条)(防火区画〔異種用途区画〕)	建基法第24条 建基法第27条 建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第108条 建基令第108条の2 建基令第115条の2の2	○	○	○	△	—	—
	建基法第36条(建基令第114条)(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第108条 建基令第112条	○	○	○	△	△	—
廊下	建基法第35条(建基令第119条)(廊下の幅)		○	○	○	△	—	—
階段	建基法第35条(建基法第120条)(直通階段の設置)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第108条 建基令第116条の2	○	○	○	△	—	—
	建基法第35条(建基令第121条)(二以上の直通階段を設ける場合)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第108条 建基令第123条	○	○	○	△	—	—

第1節 第2 防火に関する規定

	建基法第35条(建基令第121条の2)(屋外階段の構造)	建基令第107条の2	○	○	○	△	-	-
	建基法第35条(建基令第122条)(避難階段の設置)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第108条の2 建基令第123条 建基令第126条	○	○	○	△	-	-
	建基法第35条(建基令第124条)(物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)	建基令第123条 建基令第126条	○					
	建基法第36条(建基法第23条)(階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)	建基令第120条 建基令第121条	○	○	○	△	-	-
	建基法第36条(建基令第24条)(踊場の位置及び踏幅)		○	○	-	-	-	-
	建基法第36条(建基令第25条)(階段及びその踊場の手すり)		-	-	-	-	-	-
	建基法第36条(建基令第26条)(階段に代わる傾斜路)		-	-	-	-	-	-
出入口	建基法第35条(建基令第118条)(客席からの出口の戸)		○	-				
	建基法第35条(建基令第125条)(屋外への出口)	建基令第120条 建基令第124条	○	○	-	-	-	-

第1節 第2 防火に関する規定

	建基法第35条(建基令第125条の2) (屋外への出口等の施錠装置の構造等)	建基令第123条	○	○	-	-	-	-
屋上広場	建基法第35条(建基令第126条)(屋上広場等)		○	○	○	-	-	-
内装制限	建基法第35条の2(特殊建築物等の内装)	建基令第128条の3の2 建基令第128条の4 建基令第129条	○	○	△	-	-	-
非常用昇降機	建基法第34条の2(非常用昇降機)	建基令第129条の6 建基令第129条の13の2 建基令第129条の13の3	○	○	○	-	-	-
排煙設備	建基法第35条(建基令第126条の2)(排煙設備の設置)	建基令第107条の2 建基令第107条の2 建基令第108条の2 建基令第112条 建基令第116条の2 建基令第126条の3 建基令第129条の2の2	○	○	○	-	-	-
非常用照明	建基法第35条(建基令第126条の4)(非常用の照明装置の設置)	建基令第116条の2 建基令第126条の5	○	○	○	-	-	-
非常用進入口	建基法第35条(建基令第126条の6)(非常用の進入口の設置)	建基令第126条の7 建基令第129条の13の3	○	○	○	○	○	○
地下街	建基法第35条(建基令第128条の3)(地下街)	建基令第23条 建基令第108条の2 建基令第112条 建基令第126条の2 建基令第126条の3	○					

第1節 第2 防火に関する規定

		建基令第126条の4 建基令第126条の5 建基令第129条の2の2							
簡易な構造の建築物	建基法第84条の2 (簡易な構造の建築物 に対する制限)	建基令第136条の9 建基令第136条の10	△	△					

別記 3

関係法令上における防火に関する規定

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例（第23条）
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
（平成18年国土交通省令第110号）
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項第1号の主務
省令で定める安全上及び防火上の基準（第13条）
- 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
計画の認定（第8条第3項）
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）
建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項第4号の建設省令で定める防火上の基準
（第6条（第1項第2号除く。））
- 5 事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）
 - （1） 第1種寄宿舍の位置、構造等（第7条、第9条、第10条）
 - （2） 第1種寄宿舍の避難階段の数（第11条）
 - （3） 第1種寄宿舍における階段通路等の表示、出入口の構造等（第12条、第13条）
 - （4） 第1種寄宿舍における警報設備及び消火設備（第13条の2、第14条）
 - （5） 第1種寄宿舍における階段の構造及び廊下の構造（第17条、第18条）
- 6 建設業附属寄宿舍規定（昭和42年労働省令第27号）
 - （1） 位置（第6条）
 - （2） 避難用階段等の数、表示及び出入口等（第8条～第10条）
 - （3） 警報設備及び消火設備（第11条、第12条）
 - （4） 階段の構造、廊下の幅及び避難施設の照明（第13条、第14条、第15条）
- 7 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
 - （1） 化学設備を設ける建築物の構造（第268条）
 - （2） 灰捨場の構造（第292条）
 - （3） 危険物乾燥設備を有する建築物の構造（第293条）
 - （4） アセチレン発生器室の位置及び構造（第302条、第303条）
 - （5） 移動式アセチレン溶接装置の格納箱の構造（第304条）
 - （6） カーバイトのかすだめの構造（第307条）
 - （7） ガス集合装置室の位置及び構造（第308条、第309条）
 - （8） 危険物等の作業場等における避難用出入口、直通階段、警報設備等
（第546条～第549条）
 - （9） 貸与形式建築物における共用の避難用出入口、警報設備等（第670条、第671条）
- 8 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
 - （1） ボイラー室の区画及び出入口（第18条、第19条）

(2) ボイラーと可燃物との距離 (第21条)

9 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号)

(1) 病院及び診療所の構造及び設備 (第16条)

(2) 助産所の構造及び設備 (第17条)

(3) 診療用の放射線照射装置使用室、放射性同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造 (第30条の6、第30条の8、第30条の9)

10 薬局等構造設備規則 (昭和36年厚生省令第2号)

(1) 放射性医薬品を取扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備 (第1条、第2条)

(2) 放射性医薬品の製造所の構造及び設備 (第9条)

11 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号)

(1) 登録ホテルの避難施設、消火器等 (第6条)

(2) 登録旅館の避難施設、消火器等 (第18条)

12 国際観光ホテル整備法施行規則 (平成5年運輸省令第3号)

(1) 登録ホテルの避難施設、消火器等 (第4条)

(2) 登録旅館の避難施設、消火器等 (第17条)

13 幼稚園設置基準 (昭和31年文部省令第32号)

園舎の階数及び構造 (第8条)

14 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月19日条例第23号)

園舎及び園庭 (第17条)

15 大分県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月21日大分県条例第61号)

児童福祉施設と非常災害 (第7条)

16 大分県指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月21日大分県条例第69号)

非常災害対策 (第37条)

17 大分県指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月21日大分県条例第68号)

非常災害対策 (第40条)

18 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月17日大分市条例第47号)

非常災害対策（第 7 条）

19 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成 26 年 9 月 19 日条例第 24 号）

家庭的保育事業者等と非常災害（第 7 条）

20 大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成 24 年 12 月 17 日条例第 50 号）

- （1）構造設備の一般原則（第 3 条）
- （2）非常災害対策（第 8 条）
- （3）設備の基準（第 11 条）

21 大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成 24 年 12 月 17 日条例第 51 号）

- （1）構造設備の一般原則（第 3 条）
- （2）非常災害対策（第 8 条）
- （3）設備の基準（第 10 条、第 36 条）

22 大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成 24 年 12 月 17 日条例第 49 号）

- （1）構造設備の一般原則（第 3 条）
- （2）非常災害対策（第 8 条）
- （3）設備の基準（第 10 条）

23 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設
の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日条例第 45 号）

- （1）構造設備（第 5 条、第 35 条）
- （2）非常災害対策（第 8 条）

24 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支
援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（平成 24 年 12 月 17 日条例第 40 号）

非常災害対策（第 73 条）

25 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月17日条例第61号)

非常災害対策(第111条)

26 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成24年12月17日条例第65号)

設備及び備品等(第134条、第155条)

27 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月17日条例第62号)

- (1) 非常災害対策(第61条の15)
- (2) 設備及び備品等(第61条の26、第134条)

28 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月17日条例第66号)

- (1) 設備及び備品等(第8条、第50条、第61条)
- (2) 非常災害対策(第31条)

29 大分市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年12月17日条例第64号)

- (1) 構造設備の基準(第5条、第45条)
- (2) 非常災害対策(第31条)

30 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月17日条例第61号)

設備及び備品等(第152条)

31 大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月17日条例第46号)

- (1) 非常災害対策(第8条)
- (2) 設備の基準(第17条)

- 32 倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）
1 類倉庫、2 類倉庫、3 類倉庫、貯蔵倉庫及び冷蔵倉庫の構造設備等（第 3 条）
- 33 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）
(1) 製造施設の構造、位置及び設備等（第 4 条）
(2) 火薬庫外において貯蔵する火薬類、がん具煙火等を貯蔵する場所の構造（第 16 条）
(3) 火薬庫の位置（第 23 条）
(4) 地上式 1 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 24 条）
(5) 地上覆土式 1 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 24 条の 2）
(6) 地中式 1 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 25 条）
(7) 2 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 26 条）
(8) 3 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 27 条）
(9) 水畜火薬庫の位置、構造及び設備（第 27 条の 2）
(10) 実包火薬庫の位置、構造及び設備（第 27 条の 4）
(11) 煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備（第 28 条、第 29 条）
- 34 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）
第 1 種製造者及び定置式製造設備に係る技術上の基準（第 6 条、第 7 条）
- 35 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
(1) 定置式製造設備に係る技術上の基準（第 6 条）
(2) 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第 18 条）
(3) 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第 55 条）
- 36 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
(平成 9 年通商産業省令第 11 号)
(1) 貯蔵施設の技術上の基準（第 11 条、第 14 条）
(2) 供給設備の技術上の基準（第 18 条）
(3) 特定供給設備の技術上の基準（第 53 条）
- 37 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
(1) 第 1 種製造設備に係る技術上の基準（第 6 条）
(2) 第 2 種製造設備に係る技術上の基準（第 7 条）
(3) 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準（第 8 条）
(4) バルク供給に係る供給設備の技術上の基準（第 19 条）
(5) 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第 53 条）
- 38 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年政令第 56 号）
使用施設、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造
(第 14 条の 7 から第 14 条の 12)
- 39 官公庁施設の建築等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
庁舎の構造（第 7 条）
- 40 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）

避難施設及び防火区画（第 10 条、第 11 条）